

事業系 一般廃棄物 減量ブック

目次

まずは廃棄物を知ろう!

- 1. 事業者が排出する廃棄物の処理 1
- 2. 事業系一般廃棄物とは 2
- 3. 事業者の責務 3
- 4. 堺市の事業系一般廃棄物の現状 4

ごみを減量しよう!

- 5. 事業系一般廃棄物の減量 5
 - (1) 事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの手順 5
 - (2) 4 Rの推進 5
 - (3) 事業系食品ロスの削減 6
 - (4) 紙類のリサイクル推進 6
- 6. 業種別ごみの減量やリサイクルの推進 7
- 7. 事業用大規模建築物 10

ごみを適正に処理しよう!

- 8. 事業系一般廃棄物の処理方法 11
 - (1) リサイクルできるものの場合 11
 - (2) リサイクルできないものの場合 13
- 【清掃工場では搬入物検査を実施】 13
- 【事業者の適正処理と減量化・リサイクルのためのチェックリスト】 14



1. 事業者が排出する廃棄物の処理

廃棄物とは

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液体状のもの（放射性廃棄物を除く）をいいます。

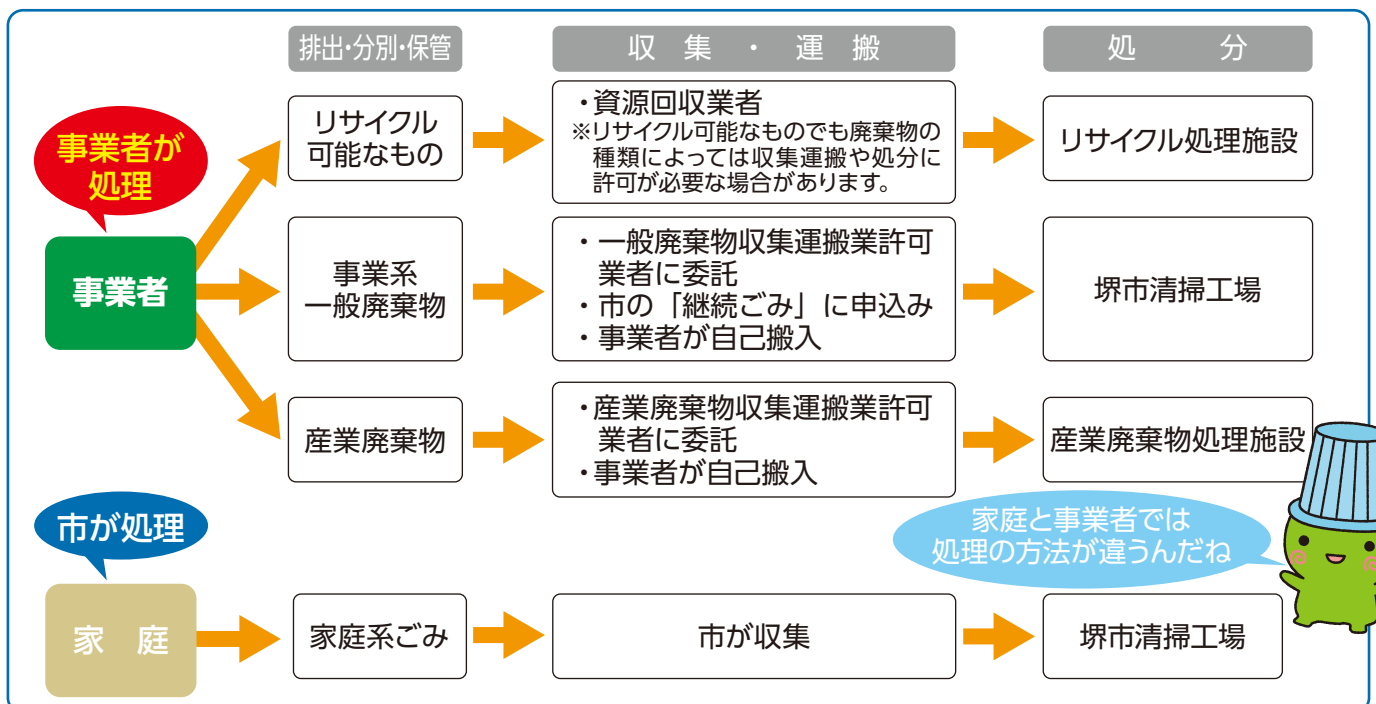
■平成30年3月環境省通知より

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思などを総合的に勘案して判断する。

事業系ごみの主な分類と処理の流れ

「事業系ごみ」とは、家庭生活から排出される廃棄物と異なり、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業活動とは、飲食店や商店、事務所、工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院や学校などの公的サービスを行っているものも含まれます。

リサイクル可能なもの	事業系ごみの中には、リサイクル可能なものが数多くあります。リサイクル可能なものは分別して、リサイクルしましょう。 新聞やOA紙のような紙類、食品廃棄物、金属類はリサイクルできます。
事業系一般廃棄物	産業廃棄物以外のごみ 事業活動に伴って生じたごみで、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、紙くず、木くず、繊維くず、食品廃棄物ですが、その多くはリサイクル可能なものです。 ※特定業種に限り産業廃棄物に該当するものがあります。詳細は次頁参照
産業廃棄物	産業廃棄物として定められたもの 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類のものをいいます。 ※中でも爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められ、それぞれ管理や処理の方法が異なります。



2. 事業系一般廃棄物とは

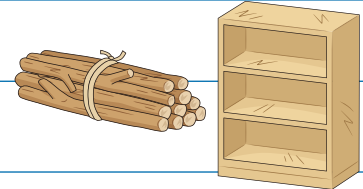
事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。分別を徹底すれば、ほぼ全ての物がリサイクルできます。

事業系一般廃棄物 注：特定業種に限り産業廃棄物に該当するもの（下表参照）を除く

紙くず 新聞、雑誌、ダンボール、OA紙、
その他の古紙（紙類、空箱、封筒等）など



木くず 落ち葉、剪定枝、木製品（机、椅子、棚等）など



繊維くず 天然繊維製品（木綿布、絹、羊毛等）など

動植物性残さ（生ごみ） 食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など



産業廃棄物は市の
清掃工場へは
搬入できないよ！

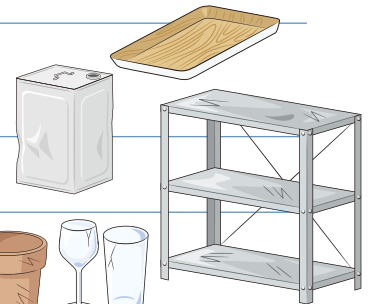


産業廃棄物（事業活動に伴って発生した廃棄物で法令に定められた20種類の廃棄物）

赤字の項目は、事業系一般廃棄物とよく間違われるものです。

業種に関係なく産業廃棄物に該当するもの

廃プラスチック類 ペットボトル、プラスチック製容器、発泡スチロール、
PPバンド、ラップ類やトレー、ビニール袋、PP製ファイル、
収納ケース、合成ゴム製の手袋、化学繊維製の布 など



金属くず スチール製品（机、椅子、ロッカー等）、空き缶
ハサミや刃物類、アルミホイール、一斗缶 など

ガラス 空きびん、コップ等のガラス類、蛍光灯や電球 など

陶磁器くず 茶碗等の陶器類、植木鉢 など

コンクリート コンクリートくず など

- ・燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・ゴムくず・鋤さい・がれき類・ばいじん
- ・産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

特定業種に限り産業廃棄物に該当するもの

紙くず ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る）・パルプ、紙または紙加工品の製造業
・新聞業・製本業・印刷業・パルプ製造業 など

木くず ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る）・木材または木製品製造業
・パルプ製品製造業・輸入木材の卸売業・物品賃貸業 など

注：パレットを含む貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材は業種に関係なく産業廃棄物として処理する必要があります。

繊維くず ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る）
・繊維工業（製糸、紡績、織物業など、ただし衣類などの繊維製品製造業を除く）など

動植物性残さ ・食品製造業など **動物系固形不要物** ・と畜業など

動物のふん尿・動物の死体 ・畜産農業に係るものに限る

(産業廃棄物に関する問い合わせ先)

環境対策課 電話：072-228-7476

堺市産業廃棄物処理業者一覧はこちら



3. 事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、適正に処理する必要があります。また、「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」（以下「条例」という）において、廃棄物の減量に努めることが義務付けられ、市の施策に協力することが定められています。

■自己処理責任があります！

事業活動に伴って生じた廃棄物は自ら責任をもって処理しなければなりません

廃棄物処理法第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

■廃棄物の再生利用と減量の義務があります！

廃棄物の再利用を促進するなど、廃棄物の減量に努めなければなりません

廃棄物処理法第3条第2項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない

■市の施策に協力する義務があります！

廃棄物の減量や適正処理の確保等に関して、市が行う施策に協力しなければなりません

廃棄物処理法第3条第3項

事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない



事業所から出る廃プラスチック類は産業廃棄物です！

従業員が食べた際に出るコンビニ弁当等の容器（廃プラスチック）やペットボトル（廃プラスチック）、缶（金属くず）、びん（ガラスくず）などもすべて事業活動に伴って生じた廃棄物となり、リサイクルできるものはリサイクルし、それ以外のは産業廃棄物として、処理する必要があります。

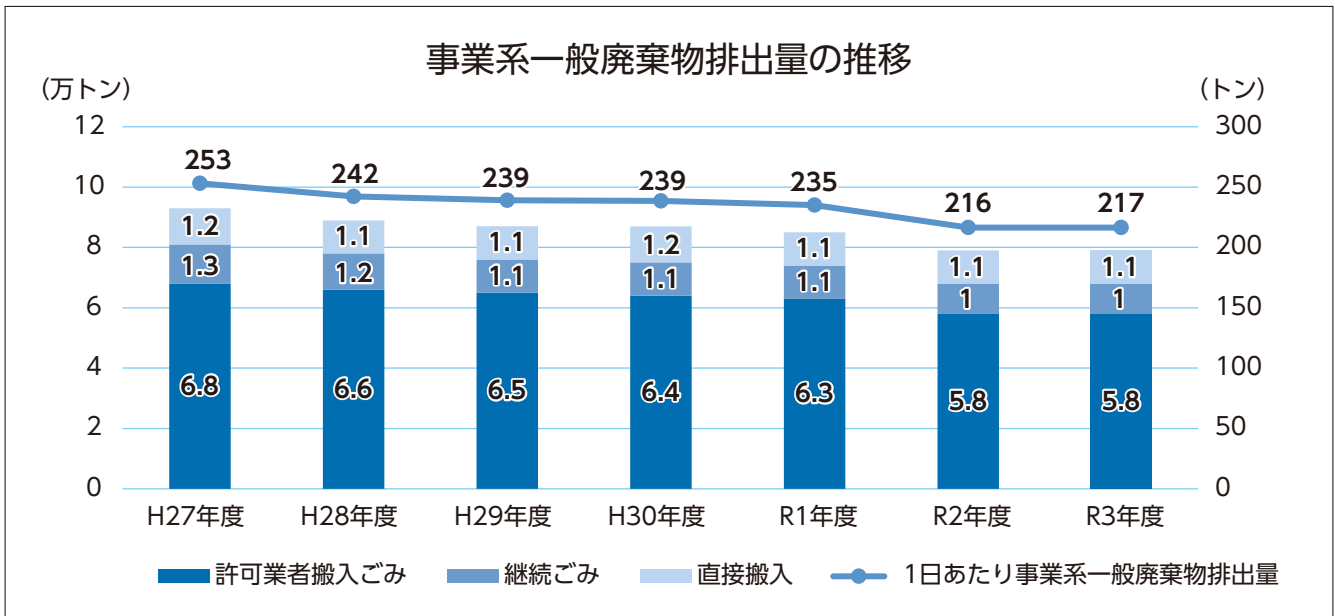


住居と店舗が同じ建物でもごみの処理は別々です！

事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する義務があるため、店舗と住宅が一体となった建物から排出される少量の廃棄物であっても、事業活動に伴うものは事業系ごみとして処理する必要があり、家庭系ごみとして出すことはできません！

4. 堺市の事業系一般廃棄物の現状

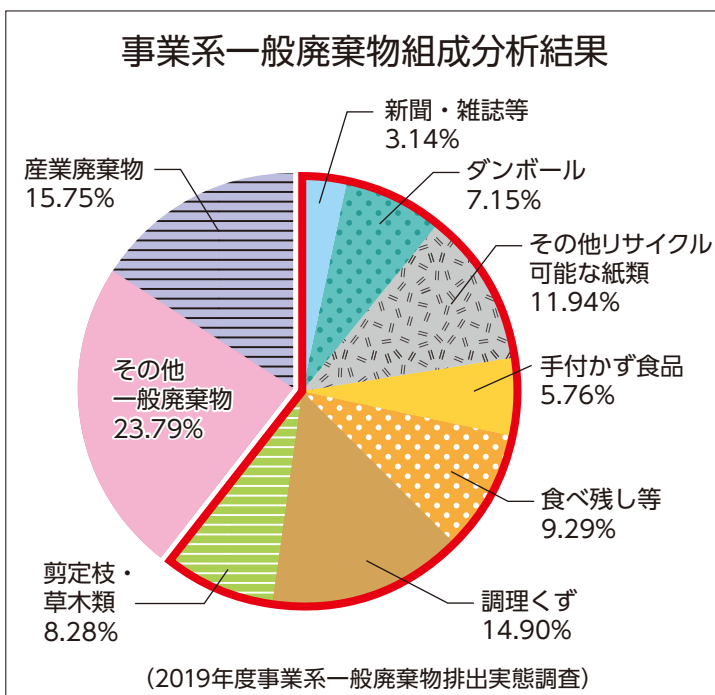
堺市では、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な循環型社会の形成に向けて、「4R」の考え方を基本として、ごみに関わる多様な主体と連携・協働し、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を進めています。令和3年度の事業系一般廃棄物排出量は、78,607トンとなり、約7年間で13,745トン減少しています。



堺市内で排出される事業系一般廃棄物には、新聞や雑誌、ダンボールなどのリサイクル可能な紙類は約22%含まれています。約8%排出されている剪定枝・草木類も市内でのリサイクルが可能なものです。

飲食店、病院、福祉施設等で排出された食べ残し約9%と、スーパーやコンビニエンスストア、小学校等教育機関などから排出された手付かず食品約6%を合わせた食品類等減量化可能なものが約15%排出されています。

また、本来入ってはいけないものである産業廃棄物（主にプラスチック類）が約16%も混入しています。



リサイクル可能なもの、
食品ロスなどの減量化可能なものは

合わせて **約60%!**



**ごみはまだまだ
減らすことができます**

5. 事業系一般廃棄物の減量

事業系一般廃棄物を減量するには、まずは各事業所の排出実態を把握したうえで、ごみの減量に取り組むことが大切です。

(1) 事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの手順

- ①ごみの管理担当者（ごみマイスター）を決めましょう
- ②事業所から出るごみの種類・量を把握しましょう
- ③ごみの4Rに取り組み、ごみを減量しましょう
- ④事業所からどうしても出るごみのうち、リサイクル可能なものを分別しましょう
- ⑤残りの廃棄物を、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別して適正に処理しましょう

(2) 4Rの推進

ごみを減らすために、堺市では、「ごみの4R運動」を推進しています。事業所内で取り組むだけでなく、消費者の家庭でもごみの減量化・リサイクルを進めることができるよう、4Rの推進に取り組ましましょう。

Refuse リフューズ 発生源でごみを断つ

- オフィスや工場で使う文具や資材等の購入量を必要最低限にする
- 業務内容を見直し、過剰な仕入れや返品によるロス減らす
- 消費期限間近な商品等は、値引きするなど買い求めやすくして、なるべく廃棄しない
- 商品の過剰包装をやめ、簡易包装に努める
- レジ袋、ストロー、スプーン等使い捨てプラスチックの利用確認を徹底するなど、使用を削減する

Reduce リデュース ごみとなるものを減量する

- 紙の節約（両面コピーの徹底等）やペーパーレス化を進める
- 使い捨て用品の使用を控え、詰め替え用品を使用する
- 小売店では、バラ売りや量り売りできる商品を取り入れる
- 飲食店では、小盛りメニューの提供や持ち帰りの実施など食品ロスの削減に努める
- 生ごみはよく水をきって捨てる
- フードシェアリングサービスを活用する

Reuse リユース くり返し使う

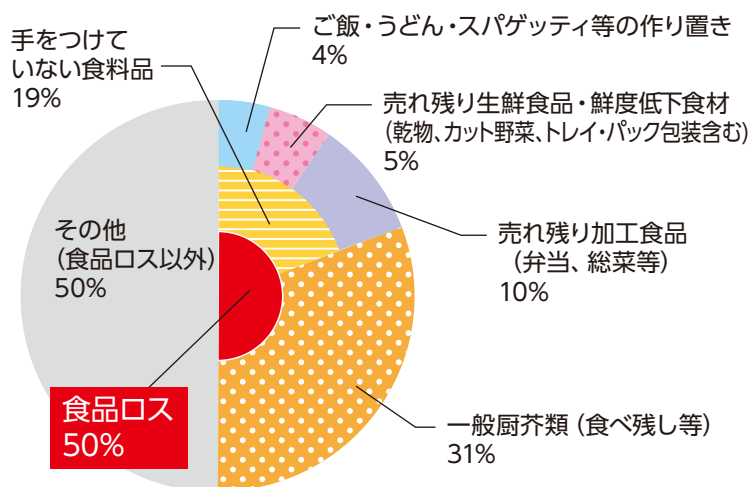
- ミスコピーの裏面を印刷用紙やメモ用紙として利用する
- 使用済みの封筒を加工し、社内連絡便や書類回覧に利用する
- 酒などの飲料や醤油などは、リターナブルびんを使用する
- 不要になった机や棚などの備品を必要とする他の部署で使用する
- 不要になった資機材などは、リユースショップやアプリなどを活用する

Recycle リサイクル 資源として再利用する

- 紙類、廃木材、金属等、リサイクル可能なものは分別し、再利用する
- 食品廃棄物や建設廃棄物などは、各種リサイクル法に則ってリサイクルする

(3) 事業系食品ロスの削減

事業系一般廃棄物【厨芥類】組成分析結果



注) 手をつけていない食料品には食品衛生法に基づく保存試料は含まない。

近年、食品ロスの削減が世界的な課題となっていますが、事業系一般廃棄物の【厨芥類】のうち、50%が食品ロスとなっています。

業種別にみると、手付かず食品の多いスーパー、コンビニ等の小売業、食べ残し等が多い飲食店等では、食品ロスの割合が高い傾向にあります。



フードシェアリングサービス「TABETE」の活用で食品ロス削減！

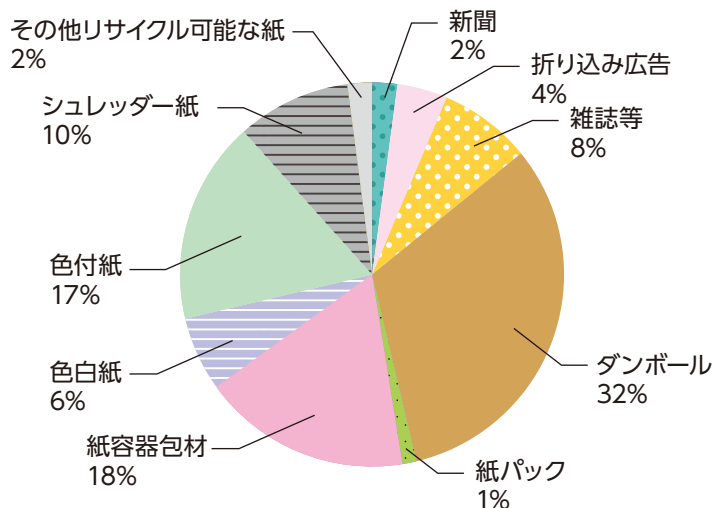


TABETEとは、飲食店等がまだおいしく食べられるのに、売れ残りそうな商品を、専用アプリを利用して出品、レスキュー(テイクアウト)する国内最大級のサービスです。これまで捨ててしまっていた商品を、新たな手段で販売し、食品ロス削減につなげてみませんか。



(4) 紙類のリサイクル推進

事業系一般廃棄物【紙類】組成分析結果



事業系一般廃棄物【紙類】のうち、ダンボールが32%、紙容器包材が18%、色付き紙が17%、シュレッター紙が10%となっています。

他市と比べて、ダンボールの割合が高く、事業系一般廃棄物のダンボール箱での排出が影響しています。



清掃工場搬入時の注意事項

清掃工場へのごみの搬入にあたっては、中身を容易に検査・確認できるように透明袋(無色透明または白色半透明)の使用を義務付けています。
ダンボールでの排出は、ご遠慮ください。



6. 業種別ごみの減量やリサイクルの推進

①食品系卸・小売業（コンビニ、スーパー等）

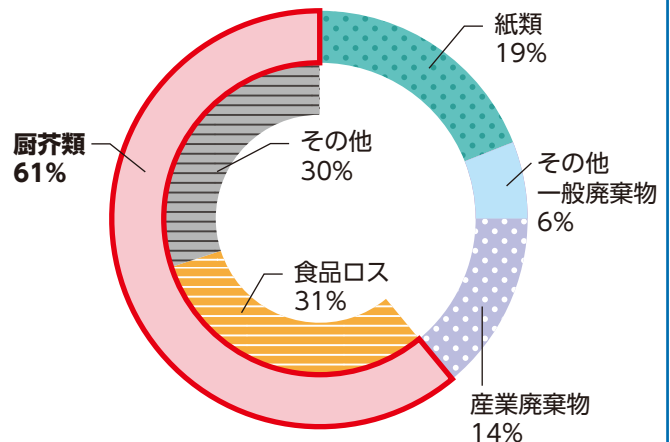
【特徴】

厨芥類は61%を占め、売れ残り商品の排出等により食品ロスが31%含まれています。

また、ダンボール、紙箱や雑誌、雑がみが一定の割合を占めており、紙類の分別徹底が必要です。

【食品リサイクル法】

食品リサイクル法は食品関連事業者が主役です！厨芥類や売れ残り食材も分別すれば大事な資源として、再利用できます。食品資源循環の再生利用に取り組みましょう。



4Rの取組

- ばら売りや量り売りできる商品を取り入れましょう
- 使い捨て製品の使用を控えましょう
- どうしても発生した厨芥類は分別し、リサイクルしましょう
- フードシェアリングサービスの活用を検討しましょう

市からの提案

フードシェアリングサービスについては6頁、食品系廃棄物のリサイクルについては11頁に掲載しています。厨芥類のリサイクルについて、相談してはいかがでしょうか。

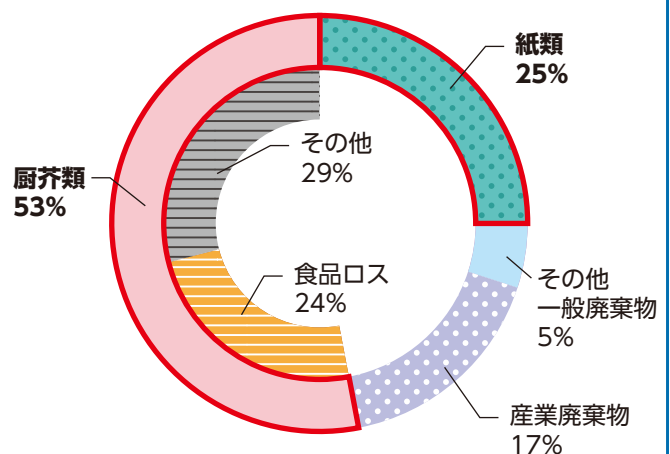
②飲食業（飲食店、ファミリーレストラン、ファーストフード等）

【特徴】

厨芥類は53%を占めています。次いで紙類が25%を占めており、これら2つで70%を越えています。分別を徹底し、リサイクルすることにより、焼却処理を行うごみの量を大きく削減することができます。

【食品リサイクル法】

食品リサイクル法は食品関連事業者が主役です！厨芥類や売れ残り食材も分別すれば大事な資源として、再利用できます。食品資源循環の再生利用に取り組みましょう。



4Rの取組

- 食べ残しが少なくなるようなサイズ別メニューを取り入れましょう
- 食べ残されたもので可能なものは持ち帰ってもらいましょう
- 使い捨て製品の使用を控えましょう
- どうしても発生した厨芥類は分別し、リサイクルしましょう
- フードシェアリングサービスの活用を検討しましょう

市からの提案

フードシェアリングサービスについては6頁、食品系廃棄物のリサイクルについては11頁に掲載しています。厨芥類のリサイクルについて、相談してはいかがでしょうか。

③ 事務所、オフィスビル（テナントビル、自社ビル等）

【特徴】

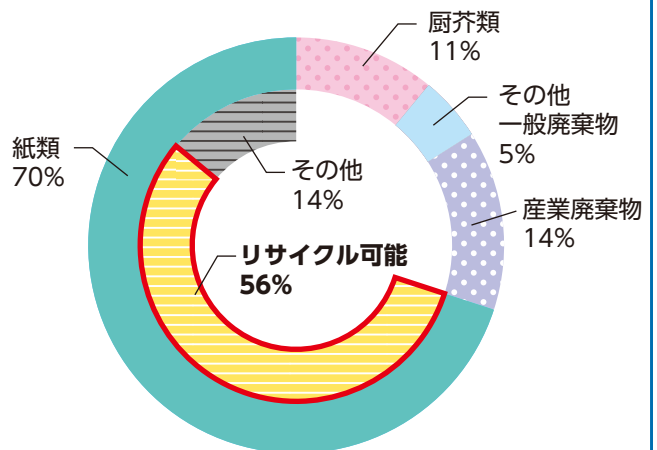
紙類が70%を占めており、他の業種に比べて多くなっています。その中で56%がリサイクル可能な紙類です。

紙類をさらに分別し、リサイクルすることにより、焼却処理を行うごみの量を大きく削減することができます。

【紙類のリサイクル推進】

リサイクル可能な紙類は、新聞、ダンボールなど種類ごとに分別することにより、量や質にもよりますが、売却またはごみとして焼却処理するよりも安価にリサイクル処理できる場合があります。

ごみとして処理する量が減り、ごみ処理費用も軽減することができます。



4Rの取組

- オフィスで使用するペン等の購入量を必要最低限にしましょう
- 両面コピーの遂行や電子媒体活用によるペーパーレス化を進めましょう
- ミスコピーの裏面をメモやテスト印刷に使いましょう

市からの提案

紙類のリサイクル方法については12頁に掲載しています。古紙リサイクル業者等へ相談してはいかがでしょうか。

④ 病院・福祉施設（病院、老人ホーム、デイケアセンター等）

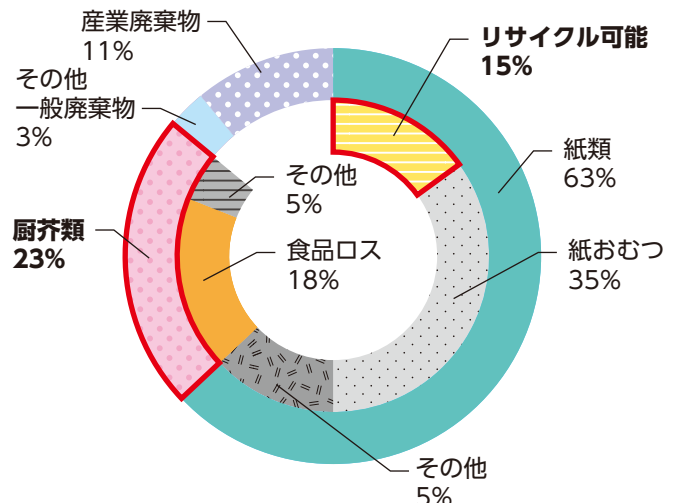
【特徴】

紙類と厨芥類の割合が高くなっています。厨芥類の多くは食べ残しで、食品ロスが18%含まれています。

紙類の多くが紙おむつで、削減やリサイクルは難しいですが、リサイクル可能な紙類も15%含まれています。

【食べ残し防止】

病院や介護現場で発生する食べ残しをどのように減らすかは、難しい課題ですが、施設によっては、おかずの選択制導入や介護度に応じてきざみ食やソフト食を柔軟に選択するなど、食べ残し削減に取り組んでいる事例もあります。



4Rの取組

- 食べ残し削減のために導入できそうな取組を検討しましょう
- 不要になった備品を他の施設で使用できないか、検討してみましょう
- リサイクル可能な紙類を分別してリサイクルしましょう

市からの提案

食品系廃棄物のリサイクルについては11頁に掲載しています。厨芥類のリサイクルについて、相談してはいかがでしょうか。

⑤日用品系卸・小売業（ホームセンター、ドラッグストア等）

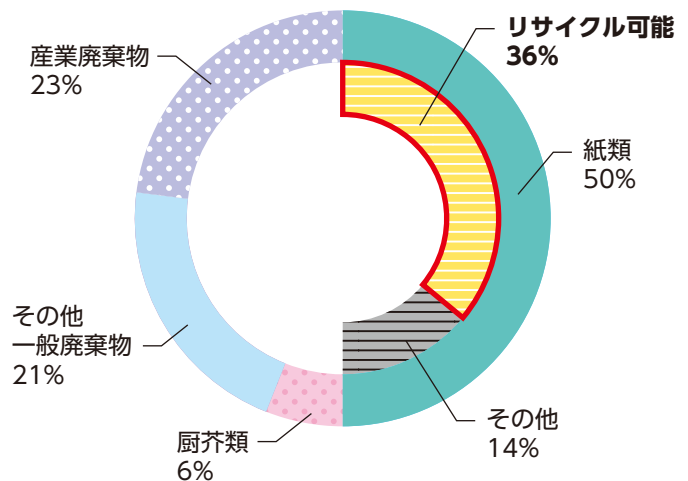
【特徴】

商品の仕入れ時の梱包材で、紙類は50%を占めています。その中で、新聞紙やダンボール等の一般的な紙類や雑がみ等リサイクル可能なものが36%占めており、産業廃棄物（プラスチック類）も20%程度となっています。

ダンボール等の紙類を分別してリサイクルを徹底してください。また、ポリ袋や緩衝材等のプラスチック類は産業廃棄物として適正に処理する必要があります。

【紙類のリサイクル推進】

リサイクル可能な紙類は、新聞、ダンボール等種類ごとに分別することにより、量や質にもよりますが、売却またはごみとして焼却処理するよりも安価にリサイクル処理できる場合があります。ごみとして処理する量が減り、ごみ処理費用も軽減することができます。



4Rの取組

- 商品の過剰包装を避け、簡易包装に努めましょう
- 商品梱包に使われたダンボール等の紙類を分別してリサイクルしましょう
- 商品梱包に使われたプラスチック類をきちんと分別し産業廃棄物としてリサイクルしましょう

市からの提案

紙類のリサイクル方法については12頁に掲載しています。古紙リサイクル業者等へ相談してはいかがでしょうか。

⑥製造業（機械製造、金属加工業、印刷業等 ※食品関連を除く）

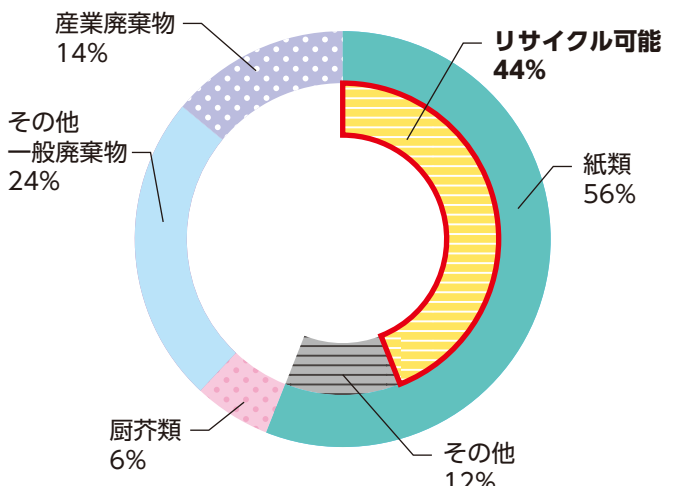
【特徴】

紙類が50%を超えています。その中で、新聞紙やダンボール等の一般的な紙類や雑がみ等リサイクル可能なものが、40%程度占めており、紙類の分別の徹底、リサイクルによるごみの減量効果は大きいといえます。

【紙類のリサイクル推進】

新聞、ダンボール等種類ごとに分別することにより、量や質にもよりますが、売却またはごみとして焼却処理するよりも安価にリサイクル処理できる場合があります。

ごみとして処理する量が減り、ごみ処理費用も軽減することができます。



4Rの取組

- 両面コピーの遂行や電子媒体活用によるペーパーレス化を進めましょう
- 梱包資材を通い箱等へ変更し、使い捨ての梱包材の使用を減らしましょう
- 環境にやさしいリサイクル製品を積極的に取り入れましょう

市からの提案

紙類のリサイクル方法については12頁に掲載しています。古紙リサイクル業者等へ相談してはいかがでしょうか。

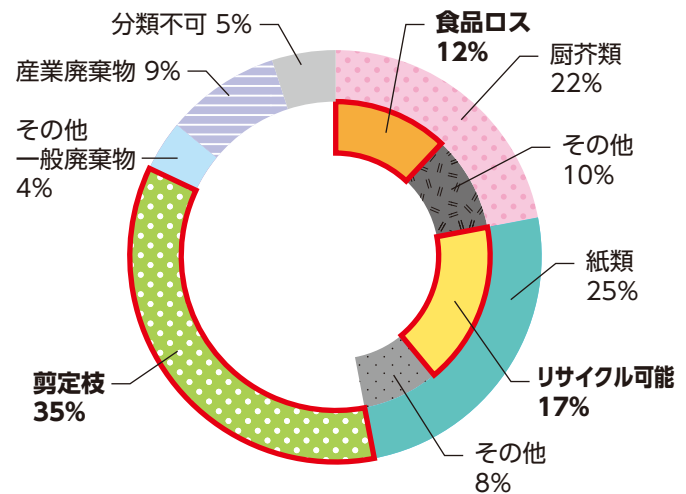
⑦教育機関・集客施設(学校、塾、スポーツ施設、駅等)

【特徴】

樹木の剪定枝が35%と大きな割合を占めています。また、学校では、主に給食の食べ残し等による食品ロスを含む厨芥類が多く、リサイクル可能な紙類も17%を占めています。全体の64%が減量化やリサイクル可能です。

【事業所に応じた対応】

食べ残し等の食品ロスが発生する事業所では、発生要因を分析し対策することが必要です。また、リサイクル可能な紙類も、分別・リサイクルできないか収集業者等に相談してみましょう。剪定枝や落葉はスペースがあれば敷地内でたい肥化することも考えられます。



4Rの取組

- 両面コピーの遂行や電子媒体活用によるペーパーレス化を進めましょう
- 食べ残し等食品ロスを含む厨芥類をリサイクルしましょう
- 紙類を種類ごとに分別し、リサイクルしましょう
- スペースがあれば剪定枝や落ち葉でたい肥を作ってみましょう

市からの提案

紙類のリサイクル方法については12頁に掲載しています。古紙リサイクル業者等へ相談してはいかがでしょうか。
食品系及び木質系廃棄物リサイクル業者を11頁に掲載しています。厨芥類と剪定枝のリサイクルについて、相談してはいかがでしょうか。

7. 事業用大規模建築物

堺市では、廃棄物を多量に排出する建築物を「事業用大規模建築物」として、その所有者または管理者に以下の義務規定を条例と堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(以下「規則」という)で定めています。

大規模建築物とは

- ①事業の用に供される部分の床面積が、3,000㎡以上の建築物
(学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物を含む)
※「事業の用に供される部分」とは、居住用途以外の部分です。
- ②大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
(店舗部分の延床面積が、1,000㎡を超えるもの)

事業用大規模建築物の所有者の責務

事業系一般廃棄物の再利用の可能な物の分別及び再利用を促進するため、事業用大規模建築物の所有者に対して、条例・規則により以下の責務を定めています。

- ①廃棄物管理責任者の選任と届出(条例第12条第3項)
- ②事業系一般廃棄物減量等計画書の提出(条例第12条第4項)

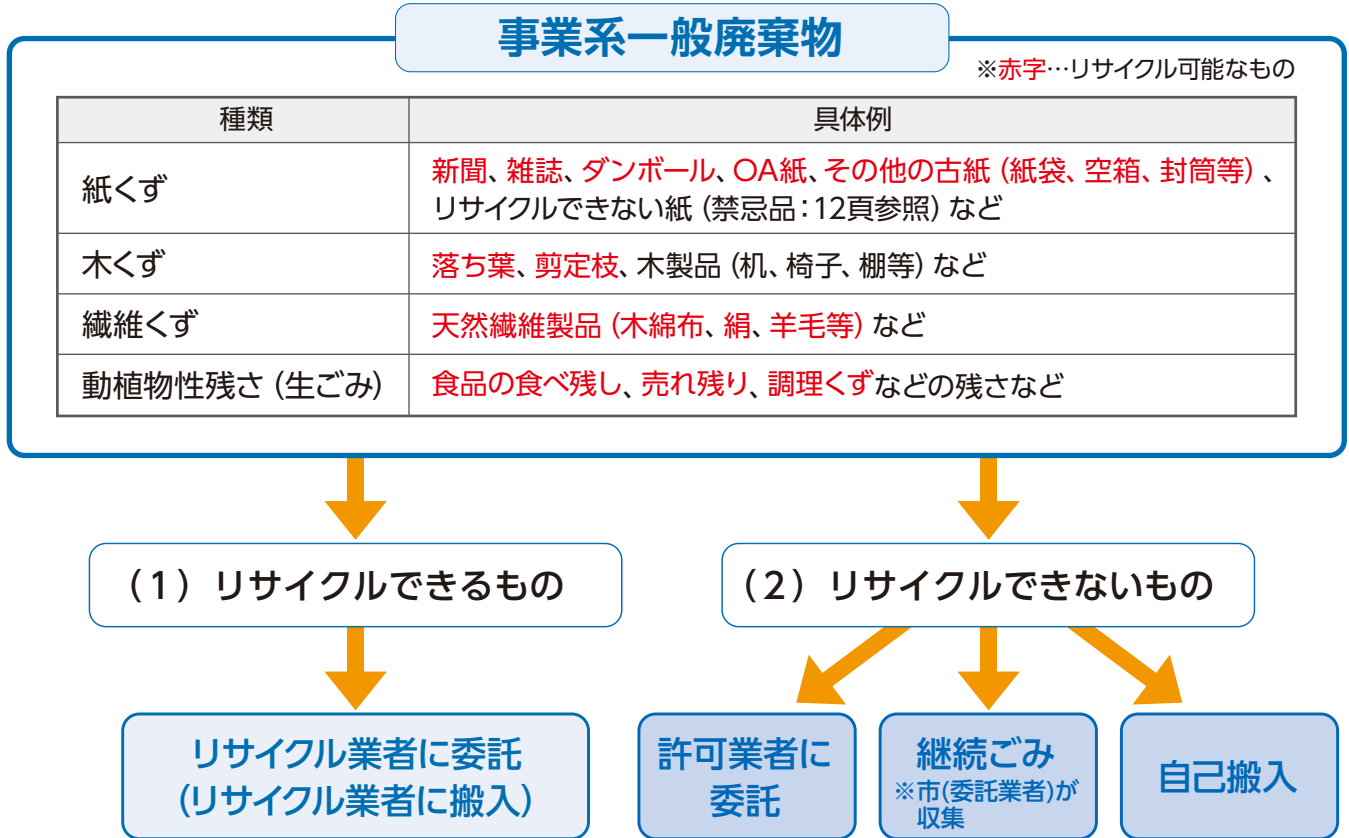


詳しくはこちら

8. 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の多くは、資源としてリサイクルが可能なものです。再生利用や売却できるものは、きちんと分別して適正に処理をしましょう。

事業系一般廃棄物の処理の流れ



(1) リサイクルできるものの場合

⇒ リサイクル業者に直接問い合わせてください。

紙 類 ⇒ 紙類のリサイクルを推進しています。（詳しくは12頁へ）
※令和6年1月1日から清掃工場には搬入できません。

**食品廃棄物
木質系廃棄物** ⇒ 堺市臨海部の7-3区に「大阪府エコタウン」があります

大阪府エコタウン (堺市臨海部)

堺市臨海部にある「堺第7-3区」では、大阪府エコタウンプランに基づき、廃棄物処理・リサイクル施設の整備が進められ、剪定枝や食品廃棄物等のリサイクルを行う業者があります。

区	事業者名	所在地	電話番号	取扱品目	処分の方法
西 関 西 株	RAC 事業所	築港新町 4-2-3	072-245-7777	木質系廃棄物（事業系一般廃棄物であって、再生利用できるものに限る。）	選別・破砕
	エタノール 事業所	築港新町 4-2-7	072-243-3071	・木質系廃棄物・紙くず(事業系一般廃棄物であって、再生利用できるものに限る。) ・食品系廃棄物(事業系一般廃棄物に限る。)	エタノール 発酵
	(株)関西再資源 ネットワーク	築港新町 4-2-5	072-320-9001	食品系廃棄物（事業系一般廃棄物であって、再生利用できるものに限る。）	炭化

紙類の資源化の方法（業者への依頼）

① 事業系一般廃棄物の収集運搬業者に相談する

- ・現在事業系一般廃棄物の収集運搬を契約している業者（堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者）に相談してください。
※市へ継続ごみ収集の申し込みを行っている場合は、②へ。

紙類のリサイクルに向けた「チャレンジガイド」のご活用を!



② 古紙リサイクル業者に回収を依頼、または自ら持ち込む

- ・古紙を取り扱う業者に回収を依頼したり、直接持ち込んだりすることが自由にできます。
- ・次の事業所一覧や事業者名簿等もご参照いただけます。
- ※分別・引取方法や料金等詳細は、事前に各事業所へお問い合わせください。



⇒ 堺市古紙回収協力事業所一覧

最新の情報はこちらへ

事業所から出るリサイクル可能な古紙の持ち込みに協力している事業者を登録しています。

⇒ 大阪府「登録廃棄物再生事業者名簿」「リサイクル関連事業者情報」

※大阪府ホームページ中の該当ページから名簿や情報をダウンロードし、「紙」を取り扱う事業者を検索のうえ、ご参照ください。

大阪府 再生事業者登録

大阪府 リサイクル関連事業者情報

【古紙を出す際の注意点】



- ・「新聞」「ダンボール」「OA紙」「その他の古紙」は、回収品目ごとにひもでしばる。
- ・ビニール袋やビニールひもでなく、できるだけ紙ひもを使う。
- ・紙以外のもの（金具・ビニール・プラスチック）、紙に貼られた粘着質のもの（シール・テープ）は取り除く。

主な禁忌品（リサイクルできないもの）
汚れた紙、においのついた紙、防水加工された紙、感熱紙、カーボン紙・ノーカーボン紙、写真、金・銀などの金属が箔押しされた紙、アイロンプリント紙、点字用紙（発泡性）、ペーパータオル、油紙、ビニールコーティングされた紙

【機密文書の処理】



個人情報等を含む機密書類であっても、機密が守られるリサイクル処理の手法があります。契約している業者や専門の処理業者に問い合わせてみましょう。

〈例〉◇破碎（裁断）処理

リサイクル対応型のシュレッダー機器による裁断。持ち込み、回収のほか専用車両による出張裁断など。

◇直接溶解処理

製紙工場のパルパー（溶解機）に直接投入します。立ち会いができたり、溶解証明書発行が可能な業者もあります。

リサイクルできる紙類は、清掃工場に搬入できなくなります

令和6年1月1日から、事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止します。事業系一般廃棄物の処理を業者や市へ依頼している場合も、ごみとして出すことはできません。

紙類はペーパーレス化に取り組み、紙類は分別してリサイクルすることで、今よりごみを減量でき、ごみ処理費用の削減にもつながります。

紙類のリサイクル促進・清掃工場搬入禁止に関する資料はこちら



(2) リサイクルできないものの場合

堺市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者へ委託する

⇒ 「堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者」に直接依頼してください。



許可を受けていない業者には、ごみの収集や運搬を依頼できません。

堺市一般廃棄物収集運搬業の許可業者一覧はこちら



堺市が行う「継続的なごみ処理」の収集に申し込む

⇒ 環境業務課で申込の手続きをしてください。

印鑑を持ってお越しいただき、必要書類にご記入ください。

継続ごみ…事業系一般廃棄物を毎日（日曜日と年末年始を除く）収集する。

処理料金 **45リットルのごみ袋1日1個収集あたり月額 5,400円**

※袋は無色透明または白色半透明のものに限り、口を縛って排出すること。

継続的なごみ処理に関する問い合わせはこちら



堺市の清掃工場に自ら搬入（自己搬入）する

⇒ 搬入予定の工場の搬入可能時間に各自で搬入してください。

	搬入可能時間	処理料金
クリーンセンター東工場	11:30～16:30	【破砕施設を使用する廃棄物】 100kgまで一律1,700円 100kgを超えると10kgごと170円
クリーンセンター臨海工場	8:30～16:30	【その他の廃棄物】 100kgまで一律1,100円 100kgを超えると10kgごと110円

※自己搬入の際は、本人確認書類等の提出が必要です。必要書類等についてはこちら



清掃工場では搬入物検査を実施

清掃工場では、適正処理の確保と資源物の有効利用を促進するため、搬入物検査を実施しています。

検査において、産業廃棄物等の受入基準不適合物の混入が認められる場合、清掃工場への搬入はできません。

その場合、搬入者から事情聴取を行い、必要に応じて排出業者に対する市の立ち入り指導等を行います。

また、リサイクル可能な資源物については、リサイクルルートへの案内を行い、リサイクルへの誘導を行います。



搬入物検査の様子



受入基準不適合物

事業者の適正処理と減量化・リサイクルのための チェックリスト

◆ごみの減量化・リサイクル推進のために廃棄物が適正に排出されているか

- ごみの分別排出のためのボックスが種類ごとに設置されているか
- 紙類等の資源物のためのボックスが種類ごとに設置されているか
- 分別ボックス内に、他の種類のごみが混入していないか
- リサイクルできるものが、焼却するごみ等に混入して廃棄されていないか

◆廃棄物の発生・排出抑制及び再生品の使用に取り組んでいるか

- 印刷やコピー機の利用は、両面印刷を基本として紙の使用量を削減し、廃棄物の発生・排出抑制に取り組んでいるか
- コピー用紙やパンフレット等に再生紙を使用する等エコ化の促進に取り組んでいるか

◆再資源化対象物のリサイクルルートが確立されているか

- 分別した紙類などの資源物がリサイクル業者によって収集される体制等が確立されているか

◆廃棄物の減量とリサイクル推進のために「廃棄物の保管場所」が整備されているか

- 一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの保管場所が確保されているか
- リサイクルのため、紙類（新聞・雑誌・ダンボール・OA紙など）や、それ以外の再資源化対象物を保管する場所が確保されているか
- 廃棄物全体における保管場所等の規模や区分・表示方法が適切であるか
- 一般廃棄物は中身の見えるごみ袋（無色透明又は白色半透明）を使用しているか

◆廃棄物の発生状況の把握や処理に関する管理が適切に行われているか

- 廃棄物の収集運搬業者との契約内容や再資源化対象物の持込先を把握しているか
- 廃棄物の減量とリサイクル推進のための啓発活動が実施されているか
- 組織として廃棄物の減量とリサイクルに取り組む方針を定め、定期的に周知しているか
- 社員や建物の利用者その他関係者への啓発活動や協力体制が確立されているか



事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理の推進を目的に事業系一般廃棄物減量情報紙「堺ムーSTYLE」を発行しているよ♪

ご一読いただき、さらなるごみ減量にご協力よろしくお願いします。



ムーSTYLE バックナンバー



ムーやんツイッター フォローしてね!



事業系ごみに関する各種問い合わせ先

内容		担当部署	所在地	電話番号
紙類のリサイクルに関すること 大阪府エコタウン（堺市臨海部）に関すること 事業用大規模建築物に関すること		資源循環推進課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館5階北	☎ 072-228-7479 FAX 072-228-7063
事業系一般廃棄物の 処理に関すること	許可業者に係る収集・ 処分に関すること	環境業務課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館4階北	☎ 072-228-7429 FAX 072-229-4454
	市に申込む継続・臨時 収集に関すること	環境業務課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館4階北	☎ 072-228-7429 FAX 072-229-4454
清掃工場への搬入に 関すること	クリーンセンター 東工場への搬入	クリーンセンター 管理課	東区石原町1丁102番地	☎ 072-252-0815 FAX 072-251-9646
	クリーンセンター 臨海工場への搬入		堺区築港八幡町1番地70	☎ 072-282-7400 FAX 072-282-7870
産業廃棄物の処理に関すること		環境対策課	堺区南瓦町3番1号 市役所高層館4階南	☎ 072-228-7476 FAX 072-228-7317

2022年3月発行
2023年3月改訂

編集・発行

堺市 環境局 環境事業部 環境事業管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-7478 FAX (072) 229-4454